

令和 5 年 3 月 20 日

「山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング計画について」  
 (令和 5 年 1 月 31 日付) に対する当社の回答

県の意見	当社の回答
<p>1 ・貴社の説明では、慎重な削孔を開始する地点として県境より 100m を目安としていますが、その根拠が示されていません。本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき設定し、示すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の内容については、令和 5 年 2 月 20 日付けの文書にてご回答しております。</li> <li>・また、その内容に関して貴県から頂いたご意見については、資料 2 「南アルプストンネル山梨工区 山梨・静岡県境付近の調査及び工事の計画について」 40p～48p に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この区間において、貴社が報告するとしている、日々のボーリング先端位置及び代表的な地質の状況と孔口湧水量以外についても、貴社が調査で把握した情報（周辺地下水位や南アルプストンネル先進坑の湧水量を含む）を報告すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の高速長尺先進ボーリング調査によって把握した情報については、資料 2 「南アルプストンネル山梨工区 山梨・静岡県境付近の調査及び工事の計画について」 36p に示すとおり、日々のボーリング先端位置及び代表的な地質の状況と孔口湧水量以外についても静岡県にご報告いたします。</li> <li>・山梨県側における調査箇所周辺においては、地下水位測定を実施しておりません。</li> <li>・南アルプストンネル先進坑の湧水量がボーリングの進捗に伴ってどのように変化するかについては、先進坑内に設ける予定の開水路で湧水量を測定して、先進坑の湧水量変動を含め、確認を進めてまいります。その結果についてはご報告いたします。</li> </ul>
<p>2 ・上記 1 で設定した区間の西端から県境までの区間については、その区間に達するまでに、リスク管理の観点と静岡県の地下水が山梨県側に流出してしまう懸念に関して、速やかに以下の項目について対話し、本県と合意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリングの管理項目と管理値</li> <li>・管理値を超えた場合の対応        (静岡県側のモニタリングを含む)</li> <li>・結果報告の項目、方法、頻度</li> <li>・山梨県側への流出する水の全量の戻し方        (流出量測定方法などの具体的な報告を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の内容については、静岡県と対話を進めており、その内容は資料 2 「南アルプストンネル山梨工区 山梨・静岡県境付近の調査及び工事の計画について」 29p～31p に記載しました。</li> </ul>